

Title	『左伝』所述「爰田」考：環境史の立場から
Sub Title	What was the "yuan-tian爰田" described in Zuo zhuan 左伝? : from the point of the environmental history
Author	原, 宗子(Hara, Motoko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.287(287)- 305(305)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 東洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0287

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『左伝』所述「爰田」考

——環境史の立場から——

原 宗子

一 はじめに

黄河流域では、古代、殊に春秋戦国時代において様々な開発が試みられ、以後、二十世紀まで持続した巨大な〈中国〉を形成してゆく礎えとなつた。その原動力として、各国の開発競争¹富国強兵策と概括される国家抗争とその戦略を想定するのが、一般的である。

戦国時代には、秦と齊が、東西対決の様相を呈す。これに遡る春秋時代については、『春秋左氏伝（以下、『左伝』と略記）』において、晋と楚の戦争が大きく記されている。その晋は戦国時代、韓・魏・趙三国に分裂した。

秦については、既に拙著に述べたように²、元來馬牧畜に従事していた秦族が、西周以来の農業生産地であつた関中盆地を制圧した。戦国期に入った前三五一年、孝公

期の商鞅変法によつて、国家経済政策の中核を穀物生産に変換し、治下の社会構成をもそれに見合うよう変革すること³で、富国強兵を果たしたとされている。他方、東方の齊では、これも既に述べたように⁴、やはり元來は羊遊牧民であつた齊族が、周王に封建されて山東の支配を開始した。戦国期に入ると彼らは、その域内の多様な自然環境に⁵応じて、穀物生産以外の産業、牧畜・漁労・織物生産・木工・鋳業等の生産特区的地域の設立を計画して地域分業政策を行い、それらの商品の流通機能を国家が掌握すること⁶で、秦とは異なる富国強兵策を実現したのである。

では、春秋時代、この二国の中ほどにあつて覇を唱えたもののやがて分裂した晋は、どのような開発方法を採つたのだろうか。

晋が強大化した過程について、最も豊富な史料を残すのは、上述の『左伝』である。

その記録の中で、従来、晋富強化の出発点として注目を集めてきたのは、僖公十五年(前六四五)年の条に見える「爰田」という用語である。

「爰田」という言葉は、後の秦において、商鞅が変法政策を実施した際、実行された「鞅田」という政策と概ね同じものだ、と見る見解が圧倒的なのだが、その事態に関しては、様々な議論があつて、いまだ定説が無い。

本稿では、この「爰田」に着目し実態を探つてゆく。

その際上述の、戦国期秦において採用されたという「鞅田」に関する議論⁴には、立ち入らない。三百年隔たった時代に、現在の省区分では隣り合うとはいへ、かなり離れた場所で行われたと見るべき二種の農耕ないし生産活動の実態を、いかに権威ある旧註に拠るとはいへ、同列に論じてきた従来の議論の進め方に疑問を感じるからでもある。

が、それ以上に、本稿で取り上げざるをえない材料『左伝』について、様々な評価があり、これを、近年出土した諸資料などと比較検討する作業も無論必要ではあるものの、現在まだそれを客観的に行いうる状況にはな

いといべきだろう。『左伝』・出土資料双方について、それらの記載を如何なる歴史実態の反映と見うるか、慎重な検討が必要だと考へる。『春秋』については「述べて作らず」という評価が知られているが、では、近年影が薄くなりつつあるもののかつて偽書説まで唱えられた『左伝』はどうか。「爰田」に関わる諸要素について、現行の『左伝』が「作らず」(述)べているところがあるとするればそれは何なのか、すなわち、いかなる情報を提供しているのかについてのみ、先ず整理する必要がある。

環境史の立場で、以前、『韓非子』の「株を守る」条を取り上げた際、さる中国近代思想史の老大家から『韓非子』は森林の開發について述べたものではなく、儒家批判の書である」といった趣旨の御指摘を蒙ったことがある。しかしながら、その御意見には従い得ない。例え儒家批判のための比喩として描写した光景であるにもせよ、「兎が跳んでくる森林を切り開いた耕地」が描かれていることは紛れもない事実であり、『孟子』に見える牛山の光景も、『孟子』の作成意図は、人心の涵養を勧めることにあったにせよ、臨淄郊外に一木一草もなくなった禿山の牛山が存在することを述べていることも

明らかで、そこにこそ重要な情報が示されている。環境史（歴史学一般と言い換えることができるかもしれない）が目指すものは、史料の《書き手（筆者ないし筆者集団）》の執筆意図を再現・体得することには無い。史料が場合によっては意図さえせず、文章の表面ないし背面に潜ませている当時の環境に関する情報を、如何に読み解いてゆきうるか、が問題になるのである。

『左伝』についても、それが、成立年代や事情に関して未だ確たる定説をみていない書である以上、二千年受け継がれてきた現行『左伝』そのもののテキストが伝えていることは何なのか、差し当たり確認しておくことで、春秋時代晋の環境の実態と、晋の開発政策がもった意味（を、『左伝』の書き手と読み手がどう見てきたか）について考察する手掛りが得られようか、と思われるのである。

二 『爰田』の出現

まず、「爰田」という言葉が登場する『左伝』のエピソードを、極めて有名な話であるから、莊公二十八年条以下の二、三の記載をもとに、簡単に紹介しておく。

晋の献公は、紀元前六六六年、齊の女が生んだ太

子・申生を晋の祖先が勃興した場所・曲沃に、大戎の女が生んだ重耳を辺境の要地（疆）・蒲城に、小戎の女が生んだ夷吾をやはり辺境の屈に駐屯させ、近年、驪戎（渭水下流域が勢力範囲）を討伐して獲得したその一族の女・驪姫の二人の子供だけを、莊公の居地・絳に住むよう指示した。（これは、驪姫が梁五と東開嬖五という人物に進言させたものだった）〔莊公二十八年〕

十年後の前六五五年、驪姫は、太子・申生を自殺させる。重耳は逃亡して狄の勢力範囲に逃げ、夷吾は、翌六五四年献公に攻撃されて梁に逃亡した。この時、晋の人々は、梁五と東開嬖五を「二耦」と呼んだ。〔僖公五十六年〕

前六五一年九月、献公が逝去すると、晋内部の勢力争いで驪姫の子は殺害され、公子夷吾が齊と連合した秦の穆公の後押しで晋に戻り即位した。恵公である。〔僖公九年〕

彼は、帰国を応援してくれれば黄河南岸では華山以東の五城、黄河南下部では解梁城を秦に譲ると約束しているにも拘らず、実行しなかった。帰国の翌年、晋領内が不作に見舞われ秦に穀物救援を要請した。

秦公は聞き入れたが、その翌年、今度は秦の領内が不作になり、穆公が前年の返礼に穀物救援を要請したにもかかわらず、恵公は応じなかった。秦の輿論は怒り、六四五年秦は晋を攻撃した。(僖公十三年〔十五年〕⁵)

晋は韓原などでの戦いで敗戦し、恵公は秦の捕虜となった。そこで恵公は、付き従っていた家来の郤乞を晋に派遣し、晋国内に残っていた政治家・瑕吕飴甥を秦に呼び寄せようとした。帰国した郤乞に、瑕吕飴甥は次のように伝えた。

「国の人々を宮殿に呼び集め、恵公様からの御言いつけだ、として恩賞を与えなさい。また彼らに、恵公様のお言葉だとして次のように言いなさい。『私、恵公は、囚われの身となったから、今後帰国できたとしても、社稷(国の尊厳)を傷つけたことになる。息子の圉に仕えてくれるか(自分が退位したら太子・圉を新しい君主としてくれるか)検討しておくれ。』と。」

郤乞が教えられた通り人々を集めてそう伝えると、民衆は皆慟哭した。晋の国では、そこで「爰田」を作った。(僖公十五年)

以上が、「爰田」の成立事情のあらましである。『左伝』の記載はさらに続けて、

瑕吕飴甥が、集まってきた人々に対し、
「恵公様は、捕虜になった御自分の不運を嘆かれないで、逆に国民のことを憂慮しておいでになる。有難いことではないか。こんな恵公様にどうして差し上げるべきかね」

民衆は「何をすればいいでしょう」と尋ねた。瑕吕飴甥は答えて、

「よく征(軍備)を整え、幼君をお守りしよう。諸侯がそのことを聞いたら、『晋では、君主を失っても君主を保ち、群臣は睦ましい。軍備は益々充実しているそうだ』というだろう。そして、我が国に好意的なら、これを賛美するだろうし、我が国を憎んでいるなら懼れるだろう。そうなれば、国益だといえるのではないか?」

民衆は喜んだ。晋の国では、そこで、「州兵」を作った。⁶

というエピソードも記している。
後段の話では、新しく「作」られたものが軍備―武器であり、従来、君主の下に集められていた軍事力を、各

地域一州にも設置し、武装を拡充させた、という話であることは、明らかである。

なお、この後、秦は重耳を援助して晋に送り込み、瑕呂飴甥や卻乞ら恵公側の晋人を殺している。重耳が即位し、春秋の覇者と歌われる(文公)となったことは、周知であろう。

では、問題の「爰田」とは、いかなる意味であろうか。これについては、従来、様々な見解が発表されている。

議論の出発点は、「爰田」の「爰」という文字をどう解釈するか、に関わる。

漢字「爰」の古い字体は爰であって、二つの手が、「土」あるいは「于ウ」という音を挟む形をしている。

ここから、①手と手が協力すること、すなわち援助の「援」の意味、②手から手へ何かを受け渡す⇨交換する意味、引いては、「易」⇨変更する意味などの解釈が発生する。②については、青銅器銘文にしばしば登場する銅のインゴットの単位である𠄎も参照しうる。手から手へ●もしくは一で示されるインゴットが受け渡されるので、銅の交換単位の意味になるのである⁷⁾。

また、爰田を作る契機となったのは、恵公が「国人」に賞を与える、と聞かされたことへの感激にある、と理

解できる。そこで、「賞」として与えられたのは「田」

⇨耕地であろう、との解釈も多い。従って、説話後半の地方軍設置と併せ考え、耕地からの収穫を軍備拡充の費用にあてた、という解釈も生まれやすい。すなわち、

a 王毓銓説…恵公が群臣に与えた耕地の収穫で、軍用の車馬を備えたもの。後年、秦の商鞅変法において取られた策が「轅」と車の轅を意味する文字で表現されているのも、この土地の収穫で兵車を製作したから。⁸⁾

b 楠山修作説…成人男子が軍事費⇨賦を負担することで、君主に協力する意味であり、賞として与えられた耕地の収穫を、賦として提供して君主を援助した意味。⁹⁾

c 楊寛説…従来存在していた「井田制」の境界を変更し、耕地を私人に分割して賞与としたもの¹⁰⁾。

d 太田幸男説…賞として貴族層に新規に開拓できる土地を与えたのであるが、耕したのは民であって、共同体的管理経営(場合によっては土地制換え制による経営)が行われたことを意味するもの¹¹⁾。

等々の見解が提出されてきている。

以上の諸説に共通するのは、説話後半の軍備拡充のためには、「耕地からの収穫」が必要であった、という認識であろう。が、軍用品たる「車馬」を備えるために、

前7世紀の晋において、なぜ穀物が必要だったのだろう？

三 晋の自然環境

晋は、文公が即位して後、勢力を拡大し、前六三五年には周の襄王から、元來周室の保有地であった河南の諸邑を譲られるなど、支配領域を拡大していった。が、恵公が秦と交戦していた段階で、晋の自然環境はどのようなであったらうか。

この問題に関しては、晋—秦勢力範囲の境界付近について、既に増淵龍夫氏・五井直弘氏によって、それぞれ異なる観点からの説が提示されている。

増淵氏の観点は、晋の社会・権力構造、それも「分邑・別県」に注目したものであり、漢代において上党郡に分類された邑には「春秋時代以来の古い邑の後身が多い」ことに着目し、うち、『左伝』昭公二十八(前五四)年の条に見えるに關わる祁氏七邑・羊舌氏三邑については、既に春秋時代から晋の(縣)になっていたことを重視する。そして、それらの(縣)では、「専制的君主権力の樹立をみた」とされる漢代においても「晋の公族の子孫が多く」土豪化し、その「土豪のもつ社会的規

制力」を、専制権力の郡県支配がむしろ利用した場合もあること、また、この地の「俗は党す」とされる通り、出身者は漢代になっても私的な復讐を重んじ、国家権力の下に出仕しない「強毅な逸民」の存在を確認できると論ずるものである。

五井氏の観点は、増淵氏同様、祁氏・羊舌氏の邑を主な対象としつつも、その自然地理的条件に着目したもので、旧注のほか高士奇『春秋地名考略』や『水経注』・『大清一統志』等、後世の地理的研究をも精査した上で、それらの邑は比較的広い範囲に散在し、しかもその多くが、「山地から流出する河川に沿い、山地と平野部との接点もしくはそれに近い処に位置していた」と指摘している。同じ春秋晋の邑といっても、増淵氏が別に分析された温や原—黄河中流域の平原、すなわち元來周王の保有地だった場所とは異なる立地であったことになる。さらに、このような立地条件は、木村正雄氏によるいわゆる「第一次農地説」を実証するもののように見えるものの、これら「春秋時代の邑の多くが、魏晋の頃まで政治生命をもちつづけた」ということは、木村氏のいう「第二次農地説」とは、必ずしも合致しないように思われる」と、分析するのである。¹³⁾

両氏の見解は、祁氏・羊舌氏の邑とされている地名についての考察であるが、五井説に従えば、それらはほぼ黄河と汾水に挟まれた地域、現在の太原南西方面ということになる。重耳すなわち後の文公が、父献公に追われた地・蒲は、狄の勢力範囲に近い北方の、現在の山西省臨県北であると考える説が多く、基本的に従いたい。ただ、後の恵公・夷吾が送られた地・(二) 屈については、大同付近の山西省吉県北付近と見るのが通例であるものの、杜註は両所を「今の平陽(侯国↓郡)の」蒲子県・北屈県としていて、これを採れば現在の臨汾市付近となり、五井説での祁氏・羊舌氏の諸邑に近い。いずれが是か定めるのは容易でないが、夷吾が卻丙に勧められて結果的に逃れた梁は、明らかに太原の西南方で黄河を渡った秦に近い場所であった。従って、夷吾(恵公)は、祁氏・羊舌氏の邑となる地域についても関わりを持った可能性がある。

〈爰田〉を作った時の君主は、秦に囚われているとはいえ、まだ一往恵公である。この時、〈朝〉し恵公の提案に涙して〈爰田〉を作った人々は、晋の「国人」の中でも、「私的な復讐を重んじ」る気風を形成する人々の祖先を含んでいた可能性があり、恵公に恩義を感じ易い

感性の人々だったのではなからうか。

このように、両氏の所説は、爰田の問題を理解する上でも重要な要素を含んでいるのだが、五井氏の手法のように、後世の地理的記載をそのまま参照してゆくことには、やや躊躇いを覚える。この黄河湾曲部付近と汾水の流域は、相当程度洪水・地震等に見舞われ、地形が変更したとの記載が散見されるからである。

そこで、本稿では、前述した通り、その爰田の立地が現行『左伝』の内部に限って、どのように描かれているかを確認しておきたい。

まずは、晋全体の地理的環境を考えてみよう。

前六三二年、文公が楚を相手に一大合戦をした著名な城濮の戦いに臨んで、不安がる文公に子犯は、「戦って勝てば必ず諸侯の支持を得られるし、勝てなくても、晋は裏表とも山河だから、きつと害などありません」と応じている¹⁴。つまり、晋の基本的な地理環境に関して、東は太行山脈、西は呂梁山脈に守られて安全だ、という意識を皆が持っていたようだ。

城濮の戦いから約百年を経た前五三八年、強大になった楚が、諸侯を集めて会盟しようとし、晋にその承諾を求めた記録では、時の晋公・平公が、楚を盟主とする会

盟を嫌って次のように述べた、とある。

「晋には、危うくならない三つの条件があるから、敵うものなど無いはずだ。国が險要であること、馬が多いこと、齊と楚に難事が多いことだ。」¹⁵⁾

つまり、恵公や重耳の時代から百年を経ても山勝ちな地形は変わらず、馬が多かったようで、のち魏晋期になっても北方のみならず屈付近には馬が多いとされている。肥沃な河南の耕地は、周王からの下賜によって支配可能になったと言えよう。

馬が多い、という認識があったのは、晋では牧畜民が勢力を保っていたのであろう。ちなみに重耳が猷公から任された任地・蒲城も、上述した隰県説を採れば無論のこと、現代の太原の西方、呂梁山脈の中の五鹿山麓にある蒲子県説を採る場合でも、赤狄の勢力範囲だったとされる。大戎を母に持つ重耳にとって、狄の勢力への抵抗感は少なかったのかもしれない。驪姫の乱にさいしても重耳は、前述の通り先ずこの赤狄の勢力範囲に逃亡している。

平公の時代から約30年後、『左伝』襄公四(前五六九)年の条には、時の晋公・悼公が、ひそかに「虎豹之皮」(すなわち明らかに狩猟の所産)を賂として受け

取って諸戎との講和を説いた魏絳(晋の新軍の佐)に向かつて語った言葉が残る。

「戎狄には、親近の情がなく、貪欲である。攻め込むほうがよい。」¹⁶⁾

すなわち、ここでは戎も狄も一括りにされている。これに対し、魏絳は、「戎は禽獣です」といった言葉を吐きつつも、国際情勢上、戎とは戦わないで楚を警戒し、陳を救うべきだ、とのレトリックを展開する。そして狩猟を頻繁に行っていた悼公に対し、夏王朝の后羿の伝説を引いて人材登用の大切さを説いた。悼公が「では、戎と和せ、というのか?」と尋ねたのに対し、反対に

「戎と講和すれば、五つの利が生じます。戎狄は集まって(草地に)住み、財貨を重んじ土地を軽視する。だから土地を買い取りやすい。これが一つ。また辺境地帯に心配が無くなれば、民はのんびり農作業ができ、農業収入も挙がる。これが二つ目。戎狄が晋に仕えれば近隣諸国は驚いて諸侯も信服してくる。これが第三。徳によって戎をなつかせれば、軍隊は動かず、武器も破損しない。これが第四。后羿の教訓に鑑み、節度のある施政をなされば遠国は来朝し近国は安心する。これが第五です。公はご検討下さい。」

と答えた¹⁷⁾。悼公は喜んで、魏絳を派遣し戎の諸部族と盟約を交させ、民政にも努めて狩猟は農事が暇な季節に行うようになった、というのである。

魏絳の戎狄観は極めて功利的で、戎狄自体に対して何らかの影響・支配力を及ぼそうとするのではなく、いわば戎狄との共存を前提に、そこから得られる晋の「国益」を考えている。一往、農業を重視してはいるものの、農業経営に何らかの思想的・政治的機能を求めはせず、北方の草原地帯は、そのままの存在として認め、個々に入植して開墾する農業経営者ないし民が適度に開墾すればよし、としているようだ。戎狄と頻繁に交戦を繰り返し、その軍事力・政治勢力を無視できなかつた春秋時代の晋では、彼らを軍事的に制圧したり、政策的に懐柔しよう、という発想には至らなかつた。

魏絳の子孫は、戦国時代になると晋の勢力範囲を分割した形で魏の国を建てた。魏では、自然環境に対しても、河南を開墾して一面の穀物作地帯としたり、アルカリ地灌漑など農耕不適地の改造を試みたりと積極的で、強国となって勢力を振るつた。しかし、春秋時代の魏絳には、そのような自然改造への関心は、全く見られない。このように自然を、農耕適地は農耕適地として、また草地

(「牧地」)は草地として見るのが、当時の一般的傾向だったのか、或は、先祖が夷狄の中で暮らしたこともある、との伝説を持つ、魏氏に固有のことだったのかは、明らかでない。

だから、宣公七(前六〇二)年になつても、不作などがあれば、嘗て重耳を保護した赤狄が晋に侵入して向陰の禾を刈り取つて持ち去る、といった事件が起こる。そこで宣公十一年、晋の有力者卻成子は狄の諸部族と折り合いをつけようと望んだ。狄の諸部族の方も赤狄に使役される状況を嫌がっていたので、遂に晋に服することになつた。秋、欒黶で会盟し、ここに狄の諸部族は晋に服属したのである。この記録からは、狄同士の対立を利用して服属させよう、という晋支配者層の意識が見える。晋の支配者層にとつて、自然環境とそこに住む人間は、中原の勢力によつて無理な人為的改造を図るべきものではなく、それぞれの在り様に應じて徐々に状況を改善してゆく道が採用されたのだろう。

さらに下つて前五八六年、晋の景公の時、都を絳から移転する計画が持ち上がった。この記録は、前述の五井説も参照しておいでのものであるが、多くの貴族たちは、郟瑕氏の地がよい、と主張した。土壤が肥沃で塩池にも

近く、利益が得られるからである。ところが、新中軍の將・韓獻子にこれについて問うと反対した。「郇瑕氏の地は地下水位が浅く汚物が溜まりやすいから民は悩み体が弱って脚気などの病気になるやすい。新田という土地がいいでしょう。土層が厚く地下水位は深く、病気になるりません。汾水や澮水が汚物を流し去ります。それに、民の従順さは、十世の利益です。山澤や林、塩池は、確かに国の宝ですが、国が豊かだと民は驕って怠けます。塩池のような宝に近いと結局公室は貧しくなるのです。

どうして楽しいといえましょう。」と答えたので、景公は喜んでこれに従い、夏四月、新田に都を移した。¹⁸⁾

この韓獻子の自然観は、民が自由に利益を獲得しやすい採集経済に依拠する国家財政策を否定し、むしろ民衆の従順さを生む一定程度の貧困を歓迎しており、後年に普及する穀物生産重視策に近い。戦国時代に韓を建てた一族の祖先・韓獻子らしい当時としては突出した卓見であったかもしれない。これに対して、塩池があれば、それに拠って富を得られる、と単純に考えた他の貴族たちの意見が、晋本来の一般的輿論だったのではないか。

そのような土地は、五井氏が理解しておいでを通り、

「第一次農地」の条件にも合致するものではあるが、む

しろこの史料自体が語るように、そういう地形は、塩・鉱物資源・木材等々、穀物生産以外の経済性をも保有するものなのである。植物生産に限っても、後世、例えば三国呉の山村や、宋代の圩にも明らかな如く、山間の扇状地や谷口は、桑・茶・竹・柑橘類等々、経済作物たりうる植物の自生・育成・栽培に適している(逆に言えば、一般的な農業生産力が低い段階では、水利の便により比較的穀物を育てやすい場と認めうるのだが、「大田穀作主義」を以って大量の穀物が得られる時代になると、相對的に生産性が低くなる)場所なのであって、おのずと商業活動を誘発する生産条件を備えていたのである。社会全体の穀物生産余剰が増加すれば、商業活動や手工業生産に特化した産業も発生しうる場所だといえよう。それに眼を向けていた一般貴族たちの感性を、一概に見識と見るべきではないのだが、(先進的)な「大田穀作主義」を以って国家への権力集中を図ろうとしていた韓獻子の観点からは、そのような価値観が愚かしく思われたのであろう。

四 軍事費の実態

さて、爰田を生み出した恵公と秦・穆公との交戦につ

いて、穆公が、戦争の行方を占わせた逸話に注目したい。

卜徒父という占い役に占わせると吉と出た。……易の結果、その卦は「蠱」だった。卜徒父は説明して、「蠱の卦の下半分は、風を意味し、秦にあたります。上半分は、山の意味で晋にあたります。秋になれば、我々秦の軍は風ですから、晋を暗示する山の木の実を落とし、材木を取ってしまうので、勝てるのです。木の実が落ちてしまい、材木を無くしてしまうとなると、(晋は)負けないはずがありません。」と述べた。¹⁹⁾

この時、秦と晋の戦端を開く原因となった五つの城とは、互いの勢力境界付近で、黄河と渭水の合流点付近にある。今日ラムサル条約の対象となる干潟もあれば、渭水上中流由来のアルカリ堆積が影響して塩化潮土の分布地点となったり、遂には塩池を形成している場所、或は華山や雪花山、稷王山などの山岳、それに切り立った黄河の岩崖などが混在している。だから、恵公も韓原(宗丘)での戦闘中、乗っていた兵車が泥濘に嵌まって捕虜になった。

従って、この占いの言葉が、実際の地形を想起させるものだったとすると、秦の占い担当官の意識において、晋の山には、実のなる樹木が生えていて、その樹幹こそ

が戦車など軍備に必要な資材だと認識されていたことになりはしないか。春秋時代においては、秦も晋も、しばしば相手国に穀物援助を求める必要があるほど、不安定な農業生産段階にあった。逆に、樹木の生育する山には、山自体に利用価値があり、無理に耕地化する対象ではなかったと思われる。

この戦争後、黄河東岸を約束どおり支配下に置いた秦は、初めてその地から征すなわち軍事費を徴収し、それを担当する官司²⁰⁾役所を設置した、と記録されている。

この「征」の徴収を、従来の研究では、穀物徴収と見る意見が多いが、そうであろうか。戦国後期以降の成立である『放馬灘木牘』の地図に明らかなように、樹木・鉱物資源管理等、山林経営は、秦において、官司の職務だったのである。

そもそも、当時の戦争に掛る費用とは、どのようなものであったか。

前述した城濮の戦いの描写を参考にしてみよう。開戦に先立って文公は、楚側の陣取りが有利であることを不安に思い、七百乗の兵車に繋ぐ馬の革紐をチェックし、さらに丘に登って閲兵して規律正しいことを確認すると、付近の樹木を伐採して武器の数を増やした、とされている。

る。つまり、切り立ての樹幹でも矛や槍の数を確保する役には立ったのだろう。

戦鬪開始にあたっては、馬に虎の皮を被せて威嚇すると、陳や蔡の軍が逃走して楚軍の右翼が崩れた、ともある。車に柴を付けて土煙を上げ、逃走を偽装するといった戦法も用いられている。

晋側の大勝に終わった戦後の五月己酉、周王は、文公を侯伯に策命し、乗車一式、兵車一式、朱塗りの弓一、朱の矢百、黒漆塗りの弓十、黒塗りの矢千、キビ酒一壺、勇士三百人を賜与した。⁽²¹⁾

その後、今度は晋側の敗戦に終わった宣公十二年の郊の戦いでは、息子・知罃が行方不明になっているにも拘らず、知莊子は族員を率いて戻り、戦鬪を続行したのみならず、弓を射るとき、箠から抜いた矢が良いものに当たると、それを一々、御者を務めていた廚武子の背中⁽²²⁾の箠に戻す。廚武子が「ご子息を探してもしないで、蒲(で作った矢)を愛しむのですか。蒲など董澤にいくらでもあるでしょうに」と批難した。「人の子を手に入れないと、わが子も取り戻せない。だからいい加減な矢の使い方はしないのだ」と応じ、楚側の有名人二人を射止めて帰還した、とある。⁽²³⁾

即ち、武器や車の材料である樹木や大型草類も、それらの塗料である漆や朱も、さらには、柴(灌木)や虎の皮、甲の材料である牛や犀の革も、既に多くの指摘があるように、山林藪澤の所産である。

前節に見た通り、晋の地理的特徴は、山がちな地形にあり、軍備を整えるのならそこから実際に必要物資を手すれば賄いうるはずである。無論、兵糧は必要であろうから、耕地開発も軍事的準備に含まれることは確かだが、恵公が国人に賞与として賜与したものは、既耕地であつただろうか。否、むしろ、「州兵」創設の上で、武器製作に必要な山林藪澤をも含んでいたと見るべきではないか。

そもそも、当時の農業生産の実態は必ずしも明らかではないが、少なくとも晋の場合、先に見た城濮の戦いにおいて、文公が聞きとがめた輿人の歌「高地の畑に草茂る、古畑棄てて新畑起そう」⁽²⁴⁾の通り、三年周期の休耕が通例であつたと思われる。

となれば、賜与された山陵を利用して、そこを食料生産にも役立つような、つまり一定期間の開墾耕作と一定期間の休耕による林地の回復とを視野に組み込んだ土地利用こそ、軍事力確保に有効だったのであるまいか。

五 誰が爰田を耕したか

さて、冒頭に見た〈爰田〉なる語は、『左伝』中の他の箇所には登場しない。が、この恵公の施策自体に関しては、『左伝』後半部にも、追憶の形で記載がある。

襄公十四（前五五九）年の条に、晋の有力者となった范宣子が、戎の首領・戎子駒支を捕らえようとした折の問答である。范宣子が

「来たれ、姜戎氏よ。昔秦人が汝の祖・吾離を瓜州に追いやろうとした時、吾離は白茅の菰を身にまとい、棘の冠を被って（罪びとの恰好をして）我が先君に帰した。我が先君恵公は、耕地が充分ではなかったのに、汝にその半分を割いて汝らを養った。……」

と述べると、戎子駒支は

「昔、秦人は衆を頼んで土地を貪り、我等諸戎を追い払おうとしました。恵公様は大徳を以ってわれらに南の郊外の田を下さいました。その土地は、狐・狸が棲み豺・狼の吠える所でした。我ら諸戎はその荆棘を刈り払い、狐狸豺狼を驅いはらって、恵公様の不侵不叛の臣となり、今に至るまで離反したことはありません。……」

『左伝』所述「爰田」考

と答え、その後文公の下でも、晋が秦や鄭と戦うに際して晋の指揮の下に活躍してきたことを述べている。つまり、郤乞によって宮殿前に呼び集められ恵公が賞した対象、「国人」には、諸戎が含まれていたと見ねばならない。爰田が作られた土地の中には、荆棘を刈り取り狐狸豺狼を駆逐して開墾せねばならない土地を含んでいたことは確かだと思われる。この戎子駒支の言葉が全くのデタラメであるとしたら、この会話の後、戎の会盟参加が許されるはずは無かつたであろうから……。通例、「国人」は都邑の中に住む貴族層・有力層と考えられているが、恵公の場合、献公に任された任地・屈も、吉臯説・北屈臯説いずれを採るにせよ、重耳が赴いた蒲城ほど北ではないものの、「疆」すなわち晋にとつての辺境であつて狄や戎に隣接していたのである。呼び集められた「国人」、恵公に忠実だつた「晋」の人々の中に、夷吾の母である小戎の親族はじめ戎の諸部族に由来する者も居たと考える方が自然ではないか。そして「賞」とされた土地も、范宣子は「田」と表現しているが、実際は、狐狸が棲み棘の生い茂る林地であつて、決して、西周期以来の整然たる耕地ではなかつたのである。

否、寧ろ、そのような林地であつたればこそ、「州

兵」を作る、つまり軍備増強を果たすため、諸物品を作成する原料供給地となりえたのである。

従つて、爰田とは、そのような場所を開墾してゆく農法・経営方式のことであつた。ただし、その方法は、後年、秦において、商鞅変法にさいしては、「轅田」と呼ばれて実施されるものであつた。そのような農法とは、どのようなものであろうか。

ここで、想起したいのは、今日でも山西に残る「人挽犁」である。土地では「強（鏟）犁」と呼ばれるようだが、長い棒、或は紐でスキサキを繋ぎ、複数の人数でこれを引くのである。山地の傾斜地の場合、耕地化するには、所謂段々畑を形成する必要がある。斜面に対して直角に、少しずつ斜面を切り取つてゆくには、多くの人力が必要であろう。転げ落ちないためにも、複数の人間の共同作業が望ましい。族的結合の強い戎の人々だったればこそ、このような農具を思いついたのではないか。

「爰」は二つの手の間で土地を挟む形の文字であつた。「人挽犁」による共同耕作を行い、一定期間植え付けしただけ休耕して他の場所を耕すことで、その地はブッシュに戻る。田を換える意味もそこから生じてきたであろう。また、棒で引つ張る形は、あたかも車の轆のようである

から、後に秦では「轅田」と呼ばれたのだらう。秦でも、関中盆地ではなく、商鞅変法の実施区域と考えられている黄土高原の耕地化においては、段々畑を形成せねばならないから、晋で生まれた人挽犁風の共同耕作用具が有効だったのではなからうか。

つまり晋では、元来非農耕民である戎狄との協力によつて、山林藪澤を君主の家産とせず、民衆の開墾に任せる状況が発生したと考える。穀物生産地とするか、灌木の茂る武具材料の調達地とするか、個々の人間集団に任されたのである。

このような方向は決して専制的な中央権力を発生させえなかつた。戦国以降の晋が、所によつては見渡す限りの穀物作地帯、別には繁華な商業都市等を含み、且つ、貨幣鑄造権を国家ではなく都市が保有する、といった社会構造を持つて、韓・魏・趙三国に分裂していったのは、必然だったのかもしれない。

結論

春秋時代、魯や鄭では、穀物をより効率的にかつ大量に得る道が追求された。しかし晋では、それは必ずしも全領域で追及されるべき国家戦略にはならなかつた。し

ばしば穀物不足に見舞われても、穀物生産だけに生活を集中させる暮し方を好まない人間集団をも、晋は抱えていた。彼らは、周辺諸国が民を穀物生産に集中させる傾向を見せる状況では、だからこそ、牧畜や狩猟・採集経済を維持することで得られる自由や利潤に敏感だった。

また、周室との近親的關係が意識されていた晋では、弱体化化する周室の支配領域を、覇者として周室を援助した見返りに實質的に支配することも起こり、黄河に近い穀物生産適地は、そこにおいて確保できた。山がちな地域では、「強兵」に必要な武具生産に有効な、山林藪澤の維持を望む人間集団の存続が果たされた。彼らが生活の時間を、どの程度、穀物生産と林業・鉱工業・牧畜とに分散させるかは、個々の集団の自由に任されたのである。

戦国時代、領域国家が成立してゆく中で、軍事力を強化する必要が生じたとき初めて、歩兵中心の戦術への転換と相俟って、人口維持のための「富国」が鍵となった。いった。

以上が、現行『左伝』の記述が示す、爰田を巡る諸状況である。これが、春秋時代の歴史的事態とみなしうる

ものか、後世の何ものかが「春秋時代」らしさを装って創作したものであるかは、以上だけからは判定し難い。その検証、さらにその後の展開については、他の材料と併せ考察してゆくことが必須であり、今後の課題である。が、従来、あまりに恣意的に、後世の事象を以って解釈されてきた現行『左伝』所述の〈爰田〉の記載は、それを素直に読み解けば、以上のような姿を示していると思われる。

『左伝』にしばしば登場する言葉に「民各有心」という語がある。別にも述べたように現在の人間にとつては、人々がそれぞれ自分の心を持つ、という現象は、余りにも当然である。ところが、『左伝』では、「国」の政治が上手く運んでいないことの現われとして非難される。が、晋に関する記載では、西周以来の農耕民である「民」ではなく、戎狄に「心」の生じることが問題にされている。自由な「心」を持ち続けた人々は、例え飢饉の危険性を抱えても、過酷で単調な労働を必要とする穀物生産に集中することは選択しなかった。山林藪澤の経営を確保し、鋭利で強力な武器や多くの馬など軍備を整えることで、必要とあれば、例え少人数であっても軍事的な優位を保ち、穀物が多く確保された場所からそれを略奪する

こともできたからである。

無論、戎狄内部の力関係から、晋に従属することを選択する集団も増加して以降、安定した生活を求めて穀物生産に従事する者も増加したと思われる。だが、朝から晩まで、また一年中、穀物生産に集中することは、国家戦略として強制されない限り、全ての人々が選択する生き方ではなかった。このような光景をも『左伝』の記載は暗示しているのではあるまいか。

大部分の人口が穀物生産に従事する社会は、人口増が必須の戦法が採択されて以降の戦国時代の領域国家において、巧みな人心操作を含む諸政策によって、人工的に作り出された。二〇〇〇年の間、黄河流域を沙漠化から免れさせ、広域に単一の穀物を生産する「大田穀作様式」は、個々人の生活観に極めて強力な影響を与えつつ施行された、戦国諸国家の政策・政治思想によって実現したのである。

註

- (1) 原宗子・『農本』主義と「黄土」の発生—古代中國の開發と環境2—(研文出版、二〇〇五年)。
 (2) 原宗子・『古代中國の開發と環境—管子地園篇研究—』(研文出版、一九九四年)。

- (3) 以下、『左伝』については、阮元嘉慶二十年刊本に拠る世界書局影印本に拠る。爰田に関わる原文は以下の通り。『左伝』僖公十五年条。晉侯使卻乞告瑕呂綏甥。且召之。子金教之言曰…朝國人而以君命賞。且告之曰。孤雖歸。辱社稷矣。其卜貳圜也。眾皆哭。晉於是乎作爰田。
 (4) 近年、新出土資料、とりわけ畝制に関わる数値を明記した記録(例えば、睡虎地秦律、青川木牘、阜陽漢簡、張家山漢墓〈二年律令〉、等々)が、多数発見され、秦の轅田については、商鞅变法時の畝制変更を前提とした夥しい論著も発表されている。一部のみ挙げれば、楊寬『古史論文選集』上海人民出版社、二〇〇三年、嚴賓「商鞅轅田制研究」(『河北学刊』一九八八年六期、袁林「周土地制度新論」、東北師範大学出版社、二〇〇〇年、朱紹侯「論漢代的名田(受田)制及其破壞」(『河南大学学报』二〇〇四年第一期、李岩「春秋中期晋国田制变革中的、国人」問題新解」(『農業考古』二〇一三年三期)などである。これに伴い晋の爰田についても、それを轅田の淵源として、穀物生産地の耕法と断定する主張が激増している。しかしながら、轅田と爰田の関係、及び秦の轅田の実態については、未だ解明されているとは言い難い。秦の轅田の実態については畝制のみならず耕作技術、実施地域の自然環境等を含めて多角的に検討する必要がある。別稿で述べる予定であるので、本報告では省略する。
 (5) 原文は、大略、以下の通り。『左伝』莊公二十八年条。晉獻公娶于賈。無子。烝於齊姜。生秦穆夫人。及太

子申生。又娶二女於戎。大戎狐姬生重耳。小戎子生夷吾。晉伐驪戎。驪戎男。女以驪姬歸。生奚齊。其娣生卓子。驪姬嬖。欲立其子。賂外嬖梁五。與東關嬖五。使言於公曰。曲沃。君之宗也。蒲與二屈。君之疆也。不可以無主。宗邑無主。則民不威。疆場無主。則啟戎心。戎之生心。民慢其政。國之患也。若使大子主曲沃。而重耳夷吾主蒲與屈。則可以威民而懼戎。且旌君伐。使俱曰。狄之廣莫。於晉為郡。晉之啟土。不亦宜乎。晉侯說之。夏。使大子居曲沃。重耳居蒲城。夷吾居屈。羣公子皆鄙。唯二姬之子在絳。二五卒與驪姬譖羣公子。而立奚齊。晉人謂之二耦。……僖公四年十二月、姬遂譖二公子曰：「皆知之。」重耳奔蒲、夷吾奔屈。……五年春、晉侯使以殺大子申生之故來告。初、晉侯使士蒍為二公子築蒲與屈、不慎、寘薪焉。夷吾訴之。公使讓之。及難、公使寺人披伐蒲。重耳曰「君父之命不校。」乃徇曰「校者、吾讎也。」踰垣而走。披斬其袪。遂出奔翟。……六年春……晉侯使賈華伐屈。夷吾不能守、盟而行、將奔狄。郤芮曰、後出、同走罪也。不如之梁。梁近秦而幸焉。乃之梁。……九年九月晉獻公卒。……齊隰朋帥師會秦師、納晉惠公。……十五年、……賂秦伯以河外列城五、東盡虢略、南及華山、內及解梁城、既而不與。晉饑、秦輸之粟。秦饑、晉閉之糶。故秦伯伐晉。故秦伯伐晉。……壬戌。戰于韓原。晉戎馬還溇而止。……

- (6) 呂甥曰。君亡之不恤。而羣臣是憂。惠之至也。將若君何。眾曰。何為而可。對曰。征繕以輔孺子。諸侯聞之。喪君有君。羣臣輯睦。甲兵益多。好我者勸。惡我者懼。
- (7) 庶有益乎。眾說。晉於是乎作州兵。
- (8) 松丸道雄「西周時代の重量單位」(『東洋文化研究所紀要』一一七号、一九九二年)・白川靜、「説文新義」第4卷、白鶴美術館、一九七〇年)。
- (9) 王毓銓「爰田解」(『王毓銓史論集』上、中華書局二〇〇五年)。
- (10) 楠山修作「商鞅の鞅田について」、『中國古代史論集』著者出版、一九七七年)。
- (11) 楊寬、「商鞅變法」(上海人民出版社、一九七三年版(新版))。
- (12) 太田幸男、「鞅田攷」、(『中國古代國家形成史論』、汲古書院、二〇〇七年)。
- (13) 增淵龍夫「漢代郡県制の地域別的考察 その一——太原・上党二郡を中心として」(『中國古代史研究會編』『中國古代史研究』(吉川弘文館、一九六〇年)、後、同『再版 中國古代の社会と国家』(岩波書店、一九九六年)に再録)。
- (14) 五井直弘「春秋時代の晋の大夫祁氏・羊舌氏の邑について——中國古代集落史試論」(『中國古代史研究 第三』(吉川弘文館、一九六九年))。
- (15) 原文…(『左傳』僖公二十八年・前六三二年条) 戰而捷必得諸侯。若其不捷。表裏山河。必無害也。
- (16) 原文…(『左傳』昭公四年・前五三八年条) 曰。晉有三不殆。其何敵之有。國險而多馬。齊楚多難。有是三者。何鄉而不濟。
- (17) 原文…(『左傳』襄公四年・前五六九年条) 因魏莊子納

虎豹之皮。以請和諸戎。晉侯曰。戎狄無親而貪。不如伐之。

(17) 原文：『左傳』襄公四年·前五六九年条、同上) 魏絳

曰。諸侯新服。陳新來和。將觀於我。我德則睦。否則攜貳。勞師於戎。而楚伐陳。必弗能救。是棄陳也。諸華必叛。戎禽獸也。獲戎失華。無乃不可乎。夏訓有之曰。有窮后羿。公曰。后羿何如。對曰。昔有夏之方衰也。后羿自鉏遷于窮石。……公曰。然則莫如和戎乎。對曰。和戎有五利焉。戎狄荐居。貴貨易土。土可賈焉。一也。邊鄙不聳。民狎其野。穡人成功。二也。戎狄事晉。四鄰振動。諸侯咸懷。三也。以德綏戎。師徒不動。甲兵不頓。四也。鑒于后羿。而用德度。遠至邇安。五也。君其圖之。公說。使魏絳盟諸戎。脩民事。田以時。

(18) 原文：『左傳』成公六年·前五八五年条) 晉人謀去故

絳。諸大夫皆曰。必居郇瑕氏之地。沃饒而近鹽。國利君樂。不可失也。韓獻子將新中軍。且為僕大夫。公揖而入。獻子從公立於寢庭。謂獻子曰。何如。對曰。不可。郇瑕氏土薄水淺。其惡易觀。易觀則民愁。民愁則墊隘。於是乎有沈溺重墮之疾。不如新田。土厚水深。居之不疾。有汾澮以流其惡。且民從教。十世之利也。夫山澤林鹽。國之寶也。國饒。則民驕佚。近寶。公室乃貧。不可謂樂。公說。從之。夏。四月。丁丑。晉遷于新田。

(19) 原文：『左傳』僖公十五年·前六四五年条) 故秦伯伐

晉。卜徒父筮之。吉。……其卦遇蠱。……曰。……蠱之貞。風也。其悔。山也。歲云秋矣。我落其實。而取其材。所以克也。實落材亡。不敗何待。

(20) 甘肅省文物考古研究所『放馬灘秦簡』(中華書局、二〇〇九年)。

(21) 原文：『左傳』僖公二十八年·前六三二年条) ……晉

車七百乘。鞮鞞鞞。晉侯登有莘之虛以觀師。曰。少長有禮。其可用也。遂伐其木。以益其兵。……胥臣蒙馬以虎皮。先犯陳蔡。陳蔡奔。楚右師潰。狐毛設二旆而退之。欒枝使輿曳柴而偽遁。楚師馳之。

(22) 原文：『左傳』宣公十二年·前五九七年条) 知莊子以

其族反之。廚武子御。下軍之士多從之。每射。抽矢蔽。納諸廚子之房。廚子怒曰。非子之求。而蒲之愛。董澤之蒲。可勝既乎。知季曰。不以人子。吾子其可得乎。吾不可以苟射故也。射連尹襄老。獲之。遂載其尸。射公子穀臣。囚之。以二者還。

(23) 原文：『左傳』僖公二十八年·前六三二年条) 夏、四

月戊辰。……楚師背郟而舍。晉侯患之。聽輿人之誦。曰。原田每每。舍其舊而新是謀。

(24) 原文：『左傳』襄公十四年·前五五九年条) 來。姜戎

氏。昔秦人迫逐乃祖吾離于瓜州。乃祖吾離被苦蓋。蒙荆棘。以來歸我先君。我先君惠公有不腆之田。與女剖分而食之。今諸侯之事我寡君。不如昔者。蓋言語漏洩。則職女之由。詰朝之事。爾無與焉。與將執女。對曰。昔秦人負恃其眾。貪于土地。逐我諸戎。惠公鑄其大德。謂我諸戎。是四獄之裔胄也。母是翦棄。賜我南鄙之田。狐狸所居。豺狼所嗥。我諸戎除翦其荆棘。驅其狐狸豺狼。以為先君不侵不叛之臣。至于今不貳。昔文公與秦伐鄭。秦人竊與鄭盟。而舍戍焉。於是乎有殺之師。晉禦其上。戎亢

其下。秦師不復。我諸戎實然。譬如捕鹿。晉人角之。諸戎掎之。與晉踣之。戎何以不免。自是以來。晉之百役。與我諸戎。相繼于時。以從執政。猶穀志也。豈敢離邊。

(25) 天野元之助、『中國農業史研究・増補版』（お茶の水書房、一九七九年）。

(26) 江村治樹、『春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究』（汲古書院、二〇〇〇年）。

(27) 原宗子、「民各有心」考」（『中國古代史研究 第七』（研文出版、一九九八年））。